



鳥取県公報

平成 21 年 11 月 27 日(金)
号外第 1 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（84）（水産課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公安規則 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第 12 条の 3 の規定による医師の指定に関する規則
の一部を改正する規則（8）（生活環境課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業者と漁業者とが連携した事業活動の促進による経営の向上及び改善並びに漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化等の重要性にかんがみ、漁業者と連携して合理的な漁業生産方式の導入等を行う中小企業者等を沿岸漁業改善資金の貸付対象に追加するとともに、バイオ燃料製造業者と共同してバイオ燃料の製造を行う漁業者に対する貸付条件の特例を定める。

2 規則の概要

- (1) 沿岸漁業貸付資金の貸付対象となる沿岸漁業従事者等に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）に規定する認定中小企業者を加える。
- (2) 農商工等連携促進法又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の規定による償還期間及び据置期間の特例を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第84号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>（1） <u>沿岸漁業の従事者</u></p> <p>（2） <u>沿岸漁業の従事者の組織する団体</u></p> <p>（3） <u>沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの</u></p> <p>（4） <u>前3号に掲げる者が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に掲げる措置を行う場合における</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、<u>法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等</u>をいう。</p>

<p style="text-align: center;"><u>当該認定中小企業者</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画書を添え、その者(その者が認定中小企業者である場合にあっては、当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者。以下この条において同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により貸付けの決定を行うに当たって、当該貸付けの決定に次に掲げる条件を付すものとする。</u></p> <p>(1) <u>貸付金を貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと及び貸付け後速やかに使用すること。</u></p> <p>(2) <u>虚偽の申請及び報告を行わないこと並びに故意に必要な事実の報告を怠らないこと。</u></p> <p>(3) <u>この規則及びこの規則に基づく契約並びにこれらに基づく義務の履行を怠らないこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、債権の保全上著しい支障を生ずることがないこと。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項の規定により貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により貸付申請書を経由した漁協又は市町村長(以下「經由漁協等」という。)並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知し、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び經由漁協等に通知しなければならない。</u></p> <p>(借用証書)</p> <p>第10条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第2号)を信漁連を経由して知事に提出しなければな</p>	<p>2及び3 略</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画書を添え、その者の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により貸付申請書を経由した漁協又は市町村長(以下「經由漁協等」という。)並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知し、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び經由漁協等に通知しなければならない。</u></p> <p>(借用証書)</p> <p>第10条 前条第2項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第2号)を信漁連を経由して知事に提出しなければな</p>
---	---

らない。

(期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するとき又は第9条第2項の貸付けの条件に正当な理由なく違反したときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)及び(2) 略

別表第1(第4条関係)

種類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	5,000,000円	7年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁	1年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合には3年以内

らない。

(期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

別表第1(第4条関係)

種類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	5,000,000円	7年以内	1年以内

<p>2 漁ろう 作業省力 化機器等 設置資金</p> <p>動力式 つり機そ 他の漁 ろう作業 を省力化 するため の機器等 の設置に 必要な資 金</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>業バイオ 燃料法」 という。） 第10条の 規定の適 用を受け る場合に あっては 9年以内</p> <p>7年以 内。ただ し、農商 工等連携 促進法第 13条の規 定の適用 を受ける 場合又は 農林漁業 バイオ燃 料法第10 条の規定 の適用を 受ける場 合にあっ ては9年 以内</p>	<p>1年以 内。ただ し、農商 工等連携 促進法第 13条の規 定の適用 を受ける 場合に あっては3 年以内</p>	<p>2 漁ろう 作業省力 化機器等 設置資金</p> <p>動力式 つり機そ 他の漁 ろう作業 を省力化 するため の機器等 の設置に 必要な資 金</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>7年以内</p>	<p>1年以内</p>
<p>3 補機関 駆動機器 等設置資 金</p> <p>1及び 2に規定 する機器 等を駆動 し、又は 作動させ るための 補機関そ 他の機 器等の設</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>7年以 内。ただ し、農商 工等連携 促進法第 13条の規 定の適用 を受ける 場合又は 農林漁業</p>	<p>1年以 内。ただ し、農商 工等連携 促進法第 13条の規 定の適用 を受ける 場合に あっては3</p>	<p>3 補機関 駆動機器 等設置資 金</p> <p>1及び 2に規定 する機器 等を駆動 し、又は 作動させ るための 補機関そ 他の機 器等の設</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>7年以内</p>	<p>1年以内</p>

置に必要な資金		バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合には9年以内	年以内	置に必要な資金			
4 燃料油消費節減機器等設置資金	25,000,000	7年以内。ただし、農工商等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合には9年以内	1年以内。ただし、農工商等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合には3年以内	4 燃料油消費節減機器等設置資金	13,000,000	7年以内	1年以内
推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の様式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	円			推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の様式のものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	円		
5 新養殖技術導入資金	4,000,000	4年以内。ただし、農工商等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃	2年以内。ただし、農工商等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合には3年以内	5 新養殖技術導入資金	4,000,000	4年以内	2年以内
知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技	円			知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技	円		

<p>術」という。)又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>料法第10条の規定の適用を受ける場合には5年以内</p>	<p>術」という。)又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>10年以内</p>	<p>3年以内</p>
<p>6 資源管理型漁業推進資金</p>	<p>10年以内。ただし、農工商等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合には12年以内</p>	<p>6 資源管理型漁業推進資金</p>	<p>12,000,000円</p>	<p>3年以内</p>
<p>知事が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む)を行うために必要な機器等</p>	<p>3年以内。ただし、農工商等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合は5年以内</p>	<p>知事が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む)を行うために必要な機器等</p>	<p>12,000,000円</p>	<p>10年以内</p>

の購入又は設置に必要な資金				の購入又は設置に必要な資金			
7 環境対応型養殖業推進資金				7 環境対応型養殖業推進資金			
知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	20,000,000円	10年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合には12年以内	3年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合には5年以内	知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	20,000,000円	10年以内	3年以内
8～13 略	略	略	略	8～13 略	略	略	略
2 略	略	略	略	2 略	略	略	略
3 青年漁業者等養成確保資金				3 青年漁業者等養成確保資金			
1及び2 略	略	略	略	1及び2 略	略	略	略
3 漁業経営開始資金				3 漁業経営開始資金			
知事が定める基準に基づき、青年	20,000,000円	10年以内。ただし、農林漁業バイ	3年以内	知事が定める基準に基づき、青年	20,000,000円	10年以内	3年以内

<p>漁業者又はその組織する団体が、近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金</p>		<p>才燃料法 第10条の 規定の適用を受け る場合に あっては 12年以内</p>		<p>漁業者又はその組織する団体が、近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金</p>			
<p>様式第2号(第10条関係) (表 面) 略 (裏 面) 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項</p> <p>(期限前償還) 第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、支払期日にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。 (1)及び(2) 略 (3) <u>乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。</u> (4) <u>乙が支払を停止し、若しくは手形交換所により取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。</u> (5) <u>乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。</u> (6) <u>乙が甲に数個の債務を負う場合において、その1つでも期限に弁済しなかったとき。</u> (7) <u>この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。</u> (8) 略 (9) 略 第2条～第9条 略</p>				<p>様式第2号(第10条関係) (表 面) 略 (裏 面) 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項</p> <p>(期限前償還) 第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、支払期日にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 略 第2条～第9条 略</p>			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p><u>鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則</u></p> <p>（医師の指定）</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、<u>法第4条の3第2項の規定によるもの</u>にあつては<u>次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるもの</u>にあつては<u>同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受診命令の対象者</th> <th style="text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	受診命令の対象者	医師	1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略	2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令	略	<p><u>鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則</u></p> <p>（医師の指定）</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）<u>第12条の3</u>の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、<u>次の表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受診命令の対象者</th> <th style="text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	受診命令の対象者	医師	法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者	略	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5	略
受診命令の対象者	医師												
1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略												
2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令	略												
受診命令の対象者	医師												
法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者	略												
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5	略												

第8条第3号に定める病気にかかっているおそれのある者		条の2第3号に定める病気にかかっているおそれのある者	
3 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症であるおそれのある者	略	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症であるおそれのある者	略
2 略		2 略	

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。